

発行四五六八号

昭和二十三年十月八日

VI
514
a

6-2

文

部

次

官

國立私立大学高等専門学校長

殿

学生の政治運動について

學生の政治活動並びに学生に対する政治教育については、憲法教育基本法等の定める所に従うのはもとよりである。先に昭和二十一年一月十七日附をもつて次官通牒が出たが、是は主として治安維持法の廃止に際して遺憾なきを期する爲であつた。去る六月全國の大学高等専門学校の多数が同盟休校に参加した直後には、文部大臣のラヂオ放送があり、その旨は既に各学校に送附すみである。各学校當局は是等を熟読してその趣旨に則り教育の万全をはかられたいが、なお学生の政治運動の限界について疑義を持たれる向も多いので、左に文部省の見解を述べて参考に供する次第である。

一、すべての学生が政治に理解を持ち進んでその參政権を責任をもつて行使しうる様になる爲に、政治の研究、批判の自由は学校内においても尊重せらるべきである。(教育基本法第八條第一項参照)

二、しかしながら学校教育法に定める学校は、学問教育の場であつて、政治的闘争の舞台であつてはならない。従つて学校は政治的中立性を確保しうる学園の秩序を維持しなければならない。(教育基本法第八條第二項参照)かかる秩序を乱す様な学校内の政治的活動は許さるべきである。

三、学生が個々に結社に加入する自由は禁止すべきものではないが、学校の政治的中立性、教育上の自主性を守る爲には特定の政黨の支部、又はこれに類する学外團体の支部を、学校内に持つことは極力回避されるべきである。

如何なる限度で学校内の政治的活動を容認すべきかは、その学校の

天野 481

VI-514 (a)

性格、学則、学生の身分、年令へ例へば選挙権の有無一等、学生の政治的責任能力の限界を十分考慮して、それぞれの学校において決定せらるべき教育行政上の問題である。

五、学校における学生の自治活動は、当然学校長はじめ教職員が責任を以て指導すべき教育上の課題である。従つて、校外の横断的組織が、これに凌駕して個々の学校一校長、教官、学生を含めた一の意志を外部より拘束する様なことは学生自治運動の性格からも許さるべきでない。

六、学生と労働者は、社会的地位及び責任を異にするものである。従つて、その運動の性格も亦異なる筈である。学生運動が労働運動に範をとり又これと協同することは適当でない。

七、我が國の政治が國会民主主義を達成としている以上、学校外における政治活動においても、学園内の自治活動においても、直接行動や

成心ある少數者の支配をしりぞけ、公正なる選挙権の行使と、全字

生の権利の正しい反映のために統ての学生が積極的な協力を示すとともに毅然として自分の意志を表明する確信と勇氣を持つ様に指導せられたい。

附 記

一、学生団体が一般政治活動をする場合には必ず正規の手続きをとらしめられたい。一昭和二十一年二月二十三日、所謂ボツダム一初令第

一〇一号政農協会其の他の團体の結成の禁止等に関する件参照

二、官立学校の授業料値上げは國会の裁決を経たものであるから、授業料納付の原則は厳重に施行せらるべきである。

但し、文部の意志あるもので特別の事情の爲文部困難の者に對しては猶予・分割納の措置を考慮すべきであるがその際にも濫用は慎まなければならない。

三、傳えたられる大学の理事会法の内容については未だ研究の範囲を出ないものであつて、具体的な採用までには至らない。

論じて架空の法案等を作つてその幻影に反対する等はこれらない所である。

右念の爲め申添える。

VI-514 (a)

参考

第三学年一〇六号

昭和二十一年一月十七日

文部次官

学地方校長官殿

治安警察法ノ廃止ニ伴ヒ教職員及学生生徒ノ政治上ノ結社加入ノ途開カルルニ至リ且衆議員選舉法ノ改正ニ依リ学生生徒ニシテ新ニ參政權ヲ取得シタルモノ多カルベキニ鑑ミ今般教職員及学生生徒ノ政治運動及選舉運動ニ付テハ左記ニ依ルコトト致シ之ガ趣旨徹底方ニ期シ特段ノ御配意相煩度此段及依命通牒

記

一 治安警察法廃止セラレ教職員及学生生徒ノ政治上ノ結社加入ハ差支ナキコトト相成タルモ之ニ伴フ政治運動ハ其ノ本務ヲ逸脱セザルベキ

ハ固ヨリ各々其ノ職分ニ鑑ミ公正清純タルベキコト
特ニ学校内ニ於ケル教職員及学生生徒ノ改談演説若ハ特定政党、特定者ノ支持乃至推薦行爲等（文書ニ依ルモノヲ含ム）ハ嚴ニ之ヲ禁止スルコト

但シ右ハ学校内ニ於ケル学生生徒等ノ政治ニ関スル自由討議ヲ禁ズルモノニ非ザルヲ以テ昭和二十年十月二十二日付聯合國軍最高司令部覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策」中一、三(4)ノ次第有之特ニ此ノ點留意スルコト

二 教職員ノ衆議院議員立候補及其ノ選舉運動ニ關シテモ第一項ノ趣旨ニ依ルコト

VI-514 (a)

VI
514
b

6-2
540



発行番号
昭和23年10月8日

国立私立大学高等専門学校長
教員養成諸学校長 殿

文部次官

学生の政治運動について

学生の政治活動並びに学生に対する政治教育については、憲法教育基本法等の定める所に従うのはもとよりである。先に昭和21年1月17日附をもつて次官通牒が出たが、是は主として治安維持法の廃止に際して遺憾を期する為であつた。去る6月全国の大学高等専門学校の多数が同盟体校に参加した直後には、文部大臣のラジオ放送があり、その宣しは既に各学校に送附すみである。各学校当局は是等を熟読してその趣旨に則り教育の万全をはかられたいが、なお学生の政治運動の限界について疑義を持たれる向も多いので、次に文部省の見解を述べて参考に供する次第である。

1. すべての学生が政治に理解を持ち進んでその参政権を責任をもつて行使しうる様になる為に、政治の研究・批判の

自由は学校内においても尊重せらるべきである。

(教育基本法第八条第一項参照)

2. しかしながら学校教育法に定める学校は、学問教育の場であつて、政治的闘争の舞台であつてはならない。従つて学校は政治的中立性を確保しうる学園の秩序を維持しなければならない。

(教育基本法第八条第二項参照)

かかる秩序を乱す様な学校内の政治的活動は許されるべきでない。

3. 学生が個々に結社に加入する自由は禁止すべきものではないが、学校の政治的中立性、教育上の自主性を守る為には特定の政党の支部又はこれに類する学外団体の支部を、学校内に持つことは極力回避さるべきである。

4. 如何なる限度で学校内の政治的活動を容認すべきかは、その学校の性格、学則、学生の身分、年令（例えは選挙権の有無）等、学生の政治的責任能力の限界を十分考慮して、それぞれの学校において決定せらるべき教育行政上の問題である。

5. 学校における学生の自治活動は、当然学校長はじめ教職員が責任を以て指導すべき教育上の課題である。従つて、学外の横断的組織が、これに優先して個々の学校（校長、教官、学生を含めた）の意志を外部より拘束する様なことは学生自治運動の性格からも許されるべきでない。

6. 学生と労働者とは、社会的地位及び責任を異にするものである。従つて、その運動の性格もまた異なるはずである。学生運動

春山 188

VI-5 | 4 (b)

が労働運動に範をとり又これと協同することは適當でない。

2. 我が国の政治が国会民主主義を建前としている以上、学校外における政治的活動においても、学園内の自治活動においても、直接行動や成心ある少數者の支配をしりぞけ、公正なる選挙権の行使と、全学生の総意の正しい反映のために総ての学生が積極的な協力を示すとともに毅然として自分の意志を表明する確信と勇気を持つ様に指導せられたい。

附 記

1. 学生団体が一般政治活動をする場合には必ず正規の手続をとらしめられたい。

(昭和21年2月23日(所謂ボツダム)勅令第101号政
党公会その他の団体の結成の禁止等に関する件参照)

2. 官立学校の授業料値上げは国会の議決を経たものであるから、授業料納付の原則は厳重に施行せらるべきである。但し、支払の意志あるもので特別の事情の為支払困難の者に対して猶予・分割払の措置を考慮すべきであるが、その際にも濫用は慎まなければならない。

3. 伝えられる大学の理事会法の内容については未だ研究の範囲を出ないものであつて、具体的原案作成までには至っていない。

総じて架空の法案等を作つてその幻影に反対する等はとらない所である。

右念の為申添える。